第二章中第四条の前に次の一条を加える。

（法第六条第五号に規定する厚生労働省令で定める者）

**第三条の二**　法第六条第五号に規定する厚生労働省令で定める者は、次の各号に掲げる者以外の者とする。

一　卒業を予定している者であつて、適用事業に雇用され、卒業した後も引き続き当該事業に雇用されることとなつているもの

二　休学中の者

三　定時制の課程に在学する者

四　前三号に準ずる者として職業安定局長が定めるもの

第四条の見出し及び同条第一項中「第六条第四号」を「第六条第七号」に改める。

第六条第一項中「に労働契約に係る契約書、労働者名簿、賃金台帳その他の当該適用事業に係る被保険者となつたことの事実及びその事実のあつた年月日を証明することができる書類を添えてその事業所」を「をその事業所」に改め、同条第三項を同条第五項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に、「同項」を「これらの規定」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2　事業主は、次の各号のいずれかに該当する場合には、前項の規定により提出する資格取得届に労働契約に係る契約書、労働者名簿、賃金台帳その他の当該適用事業に係る被保険者となつたことの事実及びその事実のあつた年月日を証明することができる書類を添えなければならない。

一　その事業主において初めて資格取得届を提出する場合

二　前項に規定する期限を超えて資格取得届を提出する場合

三　前項に規定する期限から起算して過去三年間に法第十条の四第二項に規定する同条第一項の規定による失業等給付の返還又は納付を命ぜられた金額の納付をすることを命ぜられたことその他これに準ずる事情があつたと認められる場合

四　前各号に定める場合のほか、資格取得届の記載事項に疑義がある場合その他の当該届出のみでは被保険者となつたことの判断ができない場合として職業安定局長が定める場合

3　事業主は、その同居の親族（婚姻の届出をしていないが、事実上その者と婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）その他特に確認を要する者として職業安定局長が定める者に係る資格取得届を提出する場合には、第一項の規定により提出する資格取得届に、労働契約に係る契約書、労働者名簿、賃金台帳その他の当該適用事業に係る被保険者となつたことの事実及びその事実のあつた年月日を証明することができる書類並びに職業安定局長が定める書類を添えなければならない。

第七十二条を削る。

第七十一条第一項中「第六条第一号の三」を「第四十三条第一項第四号」に、「様式第二十五号」を「様式第二十六号」に改め、「（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第七条第一号から第三号まで及び第七号に掲げる事項を記載したものに限る。次項及び次条第一項において同じ。）（外国人にあつては、外国人登録証明書の写し。次項及び次条第一項において同じ。）」及び「この場合において、第一条第五項第四号の職業安定局長が定める者にあつては、職業安定局長が定める証明書を添えなければならない。」を削り、同条第二項を次のように改める。

2　前条第一項後段及び第二項の規定は、前項の日雇労働被保険者任意加入申請書の提出について準用する。

第七十一条を第七十二条とし、第七十条の次に次の一条を加える。

（日雇労働被保険者となつたことの届出）

**第七十一条**　日雇労働被保険者は、法第四十三条第一項第一号から第三号までのいずれかに該当することについて、その該当するに至つた日から起算して五日以内に、日雇労働被保険者資格取得届（様式第二十五号）に住民票の写し又は住民票記載事項証明書（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第七条第一号から第三号まで及び第七号に掲げる事項を記載したものに限る。次項及び次条第一項において同じ。）（外国人にあつては、外国人登録証明書の写し。次項及び次条第一項において同じ。）を添えて管轄公共職業安定所の長に提出しなければならない。この場合において、第一条第五項第四号の職業安定局長が定める者にあつては、職業安定局長が定める証明書を添えなければならない。

2　日雇労働者は、前項の規定により日雇労働被保険者資格取得届を提出する際に運転免許証、国民健康保険の被保険者証又は国民年金手帳を提示したときは、同項の規定にかかわらず、住民票の写し又は住民票記載事項証明書を添えないことができる。

第七十三条第一項中「第七十一条第一項の日雇労働被保険者任意加入申請書に基づき法第六条第一号の三の認可をしたとき、又は前条の規定により日雇労働被保険者資格取得届の提出を受けたとき、又は前条第一項の日雇労働被保険者任意加入申請書に基づき法第四十三条第一項第四号の認可をした」に、「当該認可に係る者又は当該日雇労働被保険者資格取得届を提出した者」を「当該日雇労働被保険者資格取得届を提出した者又は当該認可に係る者」に改める。

第七十四条第一項中「雇用された」の下に「又は継続して三十一日以上雇用された」を加える。

第八十一条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（受給資格の調整）」を付し、同条の次に次の一条を加える。

**第八十一条の二**　法第五十六条の二第一項の規定により、同項に規定する日雇労働被保険者として同一の事業主の適用事業に継続して雇用された期間を法第十四条の規定による被保険者期間の計算において被保険者であった期間とみなす措置の適用を受けようとする者は、当該期間の最後の日の属する月の翌月の末日までに、当該同一の事業主の適用事業の事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長又は管轄公共職業安定所の長に、被保険者手帳を提出して、その旨を届け出なければならない。

2　前項の届出を受けた公共職業安定所長は、被保険者手帳に必要な事項を記載した上、返付しなければならない。

3　第一項の措置の適用を受けた者が受給資格者、高年齢受給資格者又は特例受給資格者となるに至つた場合において、基本手当、高年齢求職者給付金又は特例一時金の支給を受けようとするときは、第十九条第一項（第六十五条の五又は第六十九条において準用する場合を含む。）の規定により、管轄公共職業安定所に出頭し、離職票を提出した上、当該措置の適用を受けた旨を申し出なければならない。

4　法第五十六条の二第二項の厚生労働省令で定める率は、二千分の十三とする。

第八十二条の見出し中「第五十六条の二第一項」を「第五十六条の三第一項」に改め、同条第一項中「第五十六条の二第一項第一号」を「第五十六条の三第一項第一号」に改め、同条第二項中「第五十六条の二第一項第二号」を「第五十六条の三第一項第二号」に改める。

第八十三条の二（見出しを含む。）中「第五十六条の二第一項第一号ロ」を「第五十六条の三第一項第一号ロ」に改める。

第八十四条の三（見出しを含む。）中「第五十六条の二第一項第二号」を「第五十六条の三第一項第二号」に改める。

第八十二条の四（見出しを含む。）中「第五十六条の二第二項」を「第五十六条の三第二項」に改める。

第八十二条の五第一項中「第五十六条の二第一項第一号イ」を「第五十六条の三第一項第一号イ」に改める。

第八十二条の七第一項及び第三項中「第五十六条の二第一項第一号ロ」を「第五十六条の三第一項第一号ロ」に改める。

第八十三条の二中「第五十六条の二第三項第三号」を「第五十六条の三第三項第三号」に、「第五十六条の二第一項第一号」を「第五十六条の三第一項第一号」に改める。

第八十四条中「第五十六条の二第一項第二号」を「第五十六条の三第一項第二号」に改める。

第百十条第三項中「第六条第一号の二」を「第三十八条第一項第二号」に改める。

第百四十四条の二第一項中「第六条第三号」を「第六条第六号」に改め、「第八十一条第二項」の下に「、第八十一条の二第二項」を、「第八十一条第一項」の下に「及び第八十一条の二第一項」を加える。